

平成二十三年政令第四百二十六号

(津波防護施設)

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律施行令

第十二条、第七条第十項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第二十三条第一項ただし書及び第三号、第二十七条第五項及び第六項、第二十八条第三項、第三十三条第一項、第三十五条第四項、第三十九条、第五十一条第六項、第五十二条第一項ただし書、第五十八条、第七十一条第一項第二号並びに第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（津波防護施設）
第一条 津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第二条第十項の政令で定める施設は、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。第十五条において同じ。）、護岸、胸壁及び閘門をいう。

（公共施設）

第二条 法第二条第十二項の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

（收用委員会の裁決の申請手続）

第三条 法第七条第十項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項、第三十五条第四項又は第五十一条第六項の規定により土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を收用委員会に提出しなければならない。

（他の都府県知事の権限の代行）

第四条 法第二十条第三項の規定により一の都府県知事が他の都府県知事に代わって行う権限は、法第七章第節及び第二節に規定する都府県知事の権限のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第十八条第二項の規定により市町村長が管理することが適當であると認められる津波防護施設を指定し、及び同条第四項の規定により公示すること。

二 法第十八条第三項の規定により市町村長の意見を聴くこと。

三 法第二十一条第一項の規定により津波防護施設区域を指定し、及び同条第三項の規定により公示すること。

四 法第三十六条第一項の規定により津波防護施設台帳を調製し、及びこれを保管すること。

第五条 法第二十三条第一項ただし書の行為は、次に掲げるもの（第二号から第四号までにおいて同じ。）内の土地における耕うんその他の状況により津波防護施設管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。とする。

一 津波防護施設区域（法第二十一条第一項第二号に掲げる土地の区域に限る。次号から第四号までにおいて同じ。）内の土地における耕うん

二 津波防護施設区域内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土（津波防護施設に沿つて行う盛土で津波防護施設に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。）

三 津波防護施設区域内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘削又是切土が造その他これらに類する構造のもの及び貯水池、水槽、井戸、水路その他これらに類する用途のものを除く。）の新築又は改築

五 前各号に掲げるもののほか、津波防護施設の敷地である土地の区域における施設又は工作物の新築又は改築以外の行為であつて、津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上影響が少ないと認めて指定したもの

2 津波防護施設管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（津波防護施設区域における制限行為）

第六条 法第二十三条第一項第三号の政令で定める行為は、津波防護施設を損壊するおそれがあると認めて津波防護施設管理者が指定する行為とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（他の施設等を保管した場合の公示事項）

第七条 法第二十七条第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した他の施設等の放置されていた場所及び当該他の施設等を除却した日時

三 当該他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した他の施設等を返還するため必要と認められる事項

（他の施設等を保管した場合の公示の方法）

第八条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該津波防護施設管理者の事務所に掲示すること。

二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（第十二条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができるないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙への掲載その他の適切な方法により公表すること。

三 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該津波防護施設管理者の事務所に掲示すること。

四 前三号に掲げるもののほか、保管した他の施設等を返還するため必要と認められる事項

（他の施設等の価額の評価の方法）

第九条 法第二十七条第六項の規定による他の施設等の価額の評価は、当該他の施設等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該他の施設等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、津波防護施設管理者は、必要があると認めるときは、他の施設等の価額の評価に専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した他の施設等を売却する場合の手続）

第十条 法第二十七条第六項の規定による保管した他の施設等の売却は、競争入札に付して行わなければならぬ。ただし、競争入札に付しても入札者がない他の施設等その他の競争入札に付する方が適當でないと認められる他の施設等については、随意契約により売却することができる。

第十二条 津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他の国土交通省令で定める事項を当該津波防護施設管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適當な方法で公示しなければならない。

第十三条 津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうするとときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他の国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

津波防護施設管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（他の施設等を返還する場合の手続）

第十二条 津波防護施設管理者は、保管した他の施設等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる方法その他の方法によってその者が当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等であることと証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（津波防護施設）
第一條 津波防災地域づくりに関する法律施行令

建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第七十三条第一項に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とする。

一 第二十二条第一号に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）

二 第二十二条第一号に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの

三 第二十二条第二号に掲げる用途 教室

四 第二十二条第三号に掲げる用途 病室その他これに類する居室

（行為着手の制限の例外となる工事）

第二十五条 法第八十六条第三項（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーリング工事その他基礎工事とする。

附 則 この政令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二十四年二月三日政令第二六号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年六月一日政令第一五八号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

附 則 （平成二十五年一月二七日政令第三二九号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二二号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二九日政令第六三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月三〇日政令第一六一号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。